

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

栃木県知事 福田 富一

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第 22 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定める。

第 1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

一級河川大芦川における河川区域内で別図に示す区域
（鹿沼市引田地内及び下大久保地内）

2 指定年月日

令和 7 年 3 月 1 7 日

第 2 都市・地域再生等占用方針

1 都市・地域再生等利用区域において占用許可を受けることができる施設

準則第 22 第 3 項第 1 号に掲げる広場、同項第 6 号に掲げる広場と一体をなすバーベキュー場及び同項第 11 号に掲げるその他都市及び地域の再生等のために利用する施設

2 許可方針

- （１） 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- （２） 占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可を受けた施設（以下「占用施設」という。）に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
- （３） 占用施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保全に努めること。
- （４） 降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- （５） 建築物及び工作物等の設置に当たっては、法令等を遵守するとともに、河川管理者

と協議の上、安全構造上問題のないものとする。

- (6) 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- (7) 施設使用者に占用施設を使用させることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- (8) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

鹿沼市